

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の人口は、4,299人である（令和2年国勢調査）。年齢階層別人口構成は、0～14歳の年少人口が全体の10.2%、15～64歳の生産年齢人口が49.0%、65歳以上の高齢者人口が40.8%となっている。人口は年々減少傾向にあり現在の人口は4,193人である（令和5年2月1日現在住民基本台帳登録人口）。人口構成の全国との比較では、15歳から64歳までの生産年齢人口が全国平均よりも少ない傾向にある。

また、産業別人口（令和2年国勢調査）によると、第1次産業が全体の14.4%、第2次産業が27.3%、第3次産業が58.3%となっている。全体の人口の約半数は就業しており、その就職先の産業は農業、林業、建設業、製造業、卸・小売業及び医療福祉などが主である。

町内には224の事業所があり（令和3年経済センサス活動調査）、そのほとんどが資本金1億円未満の事業所である。各事業所においては、生産年齢人口の減少や都市圏への人口集中及びインフラ整備による町外へのアクセスの向上により、人手不足及び後継者不足が深刻となっており、今後もさらなる人手不足が心配される。

このような状況を受け、当町では、平成28年3月に策定した「阿南町まち・ひと・しごと総合戦略」において、町内企業へのサポートを掲げてきた。また、令和2年3月策定の「第6次総合計画」前期基本計画において、産業振興・雇用創出への取組みについて計画し、引き続き町内企業へのサポートを掲げている。この施策を実現する主な取り組みとして、施設の生産規模拡大を行う企業の増加を目標としている。

現在町内中小企業者の多くが人材確保に苦労しており、今後もこのような状況が続くことが予想されることから先端設備等の導入により労働生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

先端設備等導入計画を計画期間中に4件認定することを目標とし、当町の中小企業者の先端設備等の導入を促進し、生産性向上を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農業、林業、建設業、製造業、卸・小売業及び医療福祉等多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、町内広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は阿南町全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農業、林業、建設業、製造業、卸・小売業及び医療福祉等多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種、事業はすべての業種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・先端設備等導入計画が、次のいずれかに該当する場合は認定しない。また、認定後に該当することが判明した場合は、認定を取り消すことがある。

ア 人員削減に関係する取り組みを計画していると認められる場合

イ 申請企業において、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると認められる場合

ウ 申請企業において、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に関係していると認められる場合

エ 申請事業において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業に該当すると認められる場合

オ 申請企業において、町税を滞納している場合

- ・先端設備等導入計画の認定にあたり、町が指定する書類の提出を求める。
- ・先端設備等導入事業者に対し、必要に応じて、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求める場合がある。